

○職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令

昭和 44 年 10 月 25 日
警察本部訓令第 14 号

改正 昭和 50 年 4 月 1 日本部訓令第 3 号、平成 6 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 2 年 12 月 14 日本部訓令第 16 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令を次のように定める。

職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香川県警察職員（以下「職員」という。）が職務を遂行するに際して受けた物的損害の報償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償対象)

第 2 条 この訓令による報償の対象は、職員が犯罪の制止、犯人の逮捕、保護、警備実施等の職務の執行に際して、故意又は重大な過失に基づくことなく忘失し、又は損傷した私有の物品（以下「報償対象」という。）とする。ただし、報償対象の忘失又は損傷について、職務執行の相手方その他の関係人から弁償を受けた場合は、この限りでない。

(報償金額)

第 3 条 報償金の額は、報償対象の時価又は修理に要する経費を限度とし、予算の範囲内で決定する。

(上申手続)

第 4 条 所属長は、報償を要すると認められる事実が発生したときは、損害を受けた職員の申告書、現認書その他必要な資料を添え、物的損害報償上申書（様式第 1 号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

(損害報償審査委員会)

第 5 条 第 2 条の規定による報償の要否及び第 3 条の規定による報償金の額について審査を行うため、警察本部に損害報償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、本部長の任命する者をもってあてる。

(支給手続)

第 6 条 本部長は、前条第 1 項に規定する審査を経て、報償金の支給を決定したときは、損害報償金支給決定通知書（様式第 2 号）により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。

2 報償金は、口座振替の方法により当該職員に支給するものとする。

(記録)

第 7 条 警務部監察課長は、損害報償金支給記録簿（様式第 3 号）を備え、記録しておくものとする。

附 則

この訓令は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日本部訓令第3号）

この訓令及び規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日本部訓令第4号）

この訓令、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日本部訓令第16号）

この訓令、令和2年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別記様式 省略）